

# 高知大学総合研究センター海洋部門管理運営委員会規則

平成19年1月11日  
規則第70号

最終改正 平成30年3月28日規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学総合研究センター規則第4条第2項の規定に基づき、高知大学総合研究センター海洋部門管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）の円滑な運営及び連絡・調整に資するため、センター（海洋部門）の共同利用に係る利用者の意見・要望等の聴取、検討、取りまとめを行い、センター運営戦略室に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 海洋部門長
- (2) 海洋部門副部門長
- (3) 海洋部門長が指名する教員 若干人
- (4) 自然科学系理工学部門、農学部門及び総合科学系黒潮圏科学部門から選出された教員 各2人以内
- (5) 医療学系及び人文社会科学系教育学部門から選出された教員 各1人

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、海洋部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会において決定する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年1月11日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条第4号及び第5号により最初に選出された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第85号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、改正後の高知大学総合研究センター海洋部門管理運営委員会規則第3条第4号の規定により最初に自然科学系理工学部門から選出される委員の任期は、改正後の高知大学総合研究センター海洋部門管理運営委員会規則第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。